

令和 7 年

第 1 回可茂公設地方卸売市場組合議会定例会

議 案 書

令和 7 年 3 月 1 0 日

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度可茂公設地方卸売市場組合一般会計予算について . . .	1
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	2

議案第 1 号

令和 7 年度可茂公設地方卸売市場組合一般会計予算について

令和 7 年度可茂公設地方卸売市場組合一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

可茂公設地方卸売市場組合
管理者 富田 成輝

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 10 日 提出

可茂公設地方卸売市場組合
管理者 富田 成輝

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(可茂公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第 1 条 可茂公設地方卸売市場業務条例（昭和 54 年組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(許可の基準) 第 6 条の 3 管理者は前条第 1 項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1)及び(2) (略) ア (略) イ <u>禁固</u>以上の刑に処された者、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき ウ (略) (3)及び(4) (略)	(許可の基準) 第 6 条の 3 管理者は前条第 1 項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1)及び(2) (略) ア (略) イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処された者、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき ウ (略) (3)及び(4) (略)

(せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が管理者の行う登録を受けている者でなければならない。 2 及び 3 (略) 4 管理者は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 (1) (略) (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき (3)～(5) (略) 5 (略)	(せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が管理者の行う登録を受けている者でなければならない。 2 及び 3 (略) 4 管理者は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき (3)～(5) (略) 5 (略)
(許可の基準) 第22条 管理者は、前条第1項に規定する業務（以下「関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) (略) (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられた者、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき (3)及び(4) (略)	(許可の基準) 第22条 管理者は、前条第1項に規定する業務（以下「関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者、又は法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき (3)及び(4) (略)

--	--

(可茂公設地方卸売市場組合議会個人情報保護条例の一部改正)

第2条 可茂公設地方卸売市場組合議会個人情報保護条例（令和5年組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第53条 書記長等若しくは書記長等であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 書記長等若しくは書記長等であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 書記長等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 書記長等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(可茂公設地方卸売市場組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 可茂公設地方卸売市場組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 (略) 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第5条の規定による可児市条例第2条に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 (略)

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

